

令和 3年度 労働安全衛生法に基づく各種講習日程表

(各講習について日程が変更される場合があります)

技能講習等の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講料(テキスト代含む)	講習会場	受講資格
安全	フォークリフト運転													35,850 (会 員) 36,850 (非会員)	学科:此花会館 実技:福山通運㈱	自動車免許所有者
	玉 掛 け		13,14, 23		8, 9, 11		16, 17, 26		11, 12, 14		20, 21, 23		17, 18, 27	* 未経験者 22,650 (会 員) 23,650 (非会員) * 補助業務経験者 20,450 (会 員) 21,450 (非会員)	学科:此花会館 実技:㈱ササクラ	満18歳以上
衛生	有機溶剤作業主任者	8, 9		17,18		19, 20		28, 29		16, 17		17, 18		11,980 (会 員) 12,980 (非会員)	此花会館	新たに安全管理者の 職務に就く者 職長・班長等現場監督者 職長・班長等現場監督者
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	27, 28	20, 21	24, 25	20, 21	5, 6	21, 22		18, 19			9, 10		11,980 (会 員) 12,980 (非会員)		
その 他 の 講 習 の 種 類	新入職者安全衛生教育	6												5,820 (会 員) 6,820 (非会員)		
	安全管理者選任時研修	15,16												15,950 (会 員) 17,050 (非会員)		
	安全衛生推進者養成講習		18, 19		15, 16		2, 3		4, 5		27, 28		8, 9	14,630		
	職長等安全衛生教育			10, 11			9, 10			9, 10			24, 25	12,980 (会 員) 14,080 (非会員)		
	職長・安全衛生責任者教育			10, 11			9, 10			9, 10			24, 25	15,840 (会 員) 16,940 (非会員)		
	NEW5Sリーダー養成講習							27						9,650		
	全国安全週間講習会			3										5,000 (会 員) 6,050 (非会員)		
	全国労働衛生週間講習会						7									
年末年始無災害運動講習会										1						
特別 教 育 の 種 類	クレーン運転業務(5ト未満)		27,28		29, 30					2, 3			3, 4	10,719 (会 員) 11,719 (非会員)		
	自由研削といし取り替え等業務					18								7,254 (会 員) 8,254 (非会員)		
	アーク溶接業務						29, 30							10,880 (会 員) 11,880 (非会員)		
	粉じん作業									15				7,140 (会 員) 8,140 (非会員)		

各種講習申込・お問合せ先

一般社団法人 西野田労働基準協会

〒554-0012 大阪市此花区西九条5-3-60

JR環状線 西九条駅下車 徒歩7分

AM9:00~12:00 PM1:00~4:30 土日祝 休業

受付開始時期

講習開催日の2か月前の5日より受付開始します。5日が休日の場合は翌営業日から受付開始します。

講習開催日が月の初旬の場合は3か月前の5日より受付開始します。

講習の予約

受講をご希望の場合は必ずご予約下さい。

ご予約後20日以内に入金、受講申込書の提出等申込手続きを完了してください。

会員事業場とは・・・

当協会に年会費を納めていただいている事業場様です。

* 他地区の基準協会、工業会等の会員様は当協会の会員事業場には該当しません。

注意事項

* 講習日前7日以内でのキャンセル及び欠席については受講料は返金できませんので適任者と交替されることをお勧めします。

* 受講者変更の申出の締切日は講習開催日の前々日です。

* 講習時間に欠席されますと原則として欠席扱いとなりますので留意してください。

* 講習会場には駐車設備が整っておりませんので、公共交通機関にてお越し下さい。

* 各種講習の受講申込書は当協会のホームページ(<http://www.nishinoda.jp>)からプリントアウトしていただけます。

* インターネットの環境が整っておられない方はFAXでお送りしますので当協会までお電話下さい。

* 特別教育以外の講習のお申込に関しては本人確認のとれる公的書類の写しの提出が必要です。(運転免許証・健康保険証の写し)
(平成29年4月1日より技能講習の本籍地を確認する書類は、不要になりました)